

# 募 集 要 領

## 【令和7年度地域医療介護総合確保基金事業（介護分：人材確保）の事業提案】

### 1 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保、勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。

このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための「地域医療介護総合確保基金」が創設され、各都道府県に設置されております。

各都道府県は当該基金を造成し、各都道府県にて策定した計画に基づき事業を実施します。

基金の対象となる事業は、大きく医療分と介護分（施設整備）、介護分（人材確保）に分かれています。

### 2 提案募集の趣旨

御提案いただいた事業については、本県で事業の必要性や効果を検討した上で、事業実施と判断したものに限り国庫申請を行います。本県が基金事業として国庫申請する事業の参考とするため募集を行うもので、御提案をいただいても必ず採用されるとは限りません。

なお、今回の募集は、基金の対象となる事業のうち、介護分（人材確保）の事業を対象とします。

### 3 地域医療介護総合確保基金（介護分：介護人材）の対象事業

別添の「基金（人材分）事業一覧」を参照してください。

### 4 募集期限（令和7年度以降分に係る事業提案になります）

令和6年（2024年）8月7日（水曜日）まで ※随時受け付けます

### 5 提出資料及び提出方法

介護従事者の確保に関する事業については、「地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る事業提案調査票」及び「提案事業積算内訳」の作成をお願いします。

作成いただいた資料につきましては、電子メールにより御提出してください。

## 6 留意事項

提案内容を事業化した場合は、以下のことを求めますので御留意ください。

### (1) 事業者負担について

- ・特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも検討します。

### (2) 事業の評価

- ・事業ごとに具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。
- ・事業期間は原則1年間となります。
- ・毎年度、事業ごとに評価を行います。

## 7 御提出いただいた事業提案調査票の取り扱い

御提出いただいた提案書を参考にして、国庫申請を行います。

必要に応じて、個別にヒアリング等を実施することもありますので、御協力をお願いします。

また、今回の事業提案募集は、国庫申請の参考とするものであり、国庫認証後、県において補助事業等としてメニュー化したうえで、事業を実施します。

そのため、御提案いただいた事業がそのまま事業採択されない場合があります。

## 8 提出先・お問い合わせ先

佐賀県健康福祉部長寿社会課高齢者福祉担当 田中

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7054

FAX 0952-25-7265

電子メール [tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp](mailto:tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp)